

## 不正が疑われる事案に対する原因分析及び再発防止策について（報告）

現在、国立大学においては、第3期中期目標期間後半における取組実現の加速と第4期中期目標・中期計画に向けた更なる大学運営の発展と大学改革を進めているところである。

このような状況の中、本学においては、教職員と企業との不透明な関係が疑われる事案が発生しており、本学に対する社会からの信頼を損なう事態となっている。

本学としては、これら一連の問題を大学全体で深刻に受け止め、本件に限らず、類似の不正が疑われる事案の発生防止と信頼回復に向けて、直ちに現状の運用を確認し対策に取り組んでいくことが必要である。

このため、各部署と企画総務部総務チーム法務室において、現時点における一連の不正が疑われる事案の事実関係と関係規程等を踏まえ、改めて運用方針や運用内容を確認した上で必要な対策を検討した。

### 1. 不正が疑われる事案の内容について

#### 【事案1】

- 病院で用いる医療機器の更新に伴う機器の選定において便宜を図る見返りに、企業から自らが設立し代表を務める一般社団法人（以下、「法人」）に対して200万円の賄賂を、卸業者を迂回して振り込ませた疑いがもたれた。
- この医療機器は数年間にわたり年次計画で順次更新する提案が企業側からあり、数台が更新されていた。医療機器の更新に当たっては、本学の関係委員会において審査して決定してきた。
- 起訴された元教授は法人の代表理事、元講師は監事を務めていたが、一般社団法人などを設立する際は、本学兼業規程に基づいて、兼業届を申請する必要があったが元教授は未提出であった。

#### 【事案2】

- 企業の製造する薬剤を病院が積極的に使用する見返りに、企業から自身が部長を務める部署に対して奨学寄附金の名目で200万円の賄賂を支払させた第三者供賄の疑いで逮捕された。

- 現金が振り込まれた以降の年度から特定の薬剤の購入量が著しく増加していた。本学に振り込まれた現金は、個人的な使用目的で授受したわけではなく、当該部署の教育研究に係る取組に使われたとみられる。
- 本学は、企業からの寄附申し込みは審査を経て受入を決めている。

#### 【その他】

- パワーハラスメント、情報漏洩

## 2. 不正が疑われる事案に係る運用状況について

- (1) 不正が疑われる事案に関連すると想定する既存の制度・ルールの内容  
・コンプライアンス関係の規程、就業規則、倫理規程、教職員の兼業関係規程、会計関係規程、利益相反関係規程、寄附金関係規程、外部資金関係規程、副病院長や病院組織関係規程、医療機器管理関係規程、臨床研究関係規程
- (2) 当該制度・ルールに関する学内への周知方法
  - ① 大学ホームページ又は教職員用ホームページ、メール配信による周知が多数。
  - ② 各種研修時や会議、又は申告書の提出時に周知する場合もある。
  - ③ 倫理関係については特に周知していない。
- (3) 当該制度・ルールに従った取組の確認方法
  - ① コンプライアンス関係については4四半期ごとにコンプライアンス関係委員会の対応状況について調査を実施。また、各部署における起こり得るリスク事象について調査し防止対策に取り組んでいる。
  - ② 就業、兼業関係は各部署にメールにて確認を依頼。倫理関係については特に確認していない。
  - ③ 大型設備の調達の際は仕様策定委員会において確認・指導。また、物品購入等の際は契約チームが各部署担当者（発注者）に指導している。
  - ④ 外部資金の受入れは外部資金等委員会による審査で決定している。
  - ⑤ 医療機器の選考にあたっては、選定基準にはかり、緊急性・収益性・共用性・医療安全性の4つの観点から購入計画を策定し、他の会議で決議・報告している。また、自己申告によるCOIを利益相反関係委員会において審査している。
  - ⑥ 臨床研究については、関係する委員会において審査している。

### 3. 今回の不正が疑われる事案が発生した原因分析及び再発防止策について

#### (1) 原因分析

- ① 教職員におけるコンプライアンス全般に対する知識不足と意識不足
- ② 教職員に兼業の手続きの内容が理解されていない。
- ③ 医療機器等を購入する際の確認作業を強化することが必要
- ④ 病院の組織体制・管理体制（各部署・部門の長の配置）が十分ではない。
- ⑤ 利益相反行為を確認する仕組みが十分ではない。

#### (2) 再発防止策

- ① 役員及び教職員の行動規範と、コンプライアンスに関する指針を分かりやすく示したリーフレットを策定する。大学ホームページにおけるコンプライアンス受付窓口の案内をトップページからも見られるよう分かりやすく改善する。
- ② 兼業の届け出が必要な内容を明確化し周知徹底を図る。
- ③ 医療機器等を購入する際の仕様策定委員会等の委員任命方法や仕様策定後の確認作業を強化するため、関係取扱要項を改正する。

##### 《改正案》

- ・委員任命方法：部局等の長が仕様策定を行う者を指名することを追記する。
  - ・仕様策定後の確認作業：仕様書と技術審査の結果を部局長に報告することや、機種が特定されることが想定される場合は仕様内容の決定前に部局等の長の承認を得ることを追記する。
- ④ 各種コンプライアンスに関する研修を充実し教職員に対する教育を徹底する。
  - ⑤ 毎年度の利益相反自己申告書の提出時における注意喚起を徹底する。
  - ⑥ 届出された兼業内容を利益相反の観点から確認する（人事労務チームと研究推進チームの連携をより密接にする）。
  - ⑦ 寄附申込書に注意喚起を促す文言を記載することを検討する。
  - ⑧ 与えられた役職としての能力が欠けていた場合に対する解任規程を整備する。
  - ⑨ 病院の手術部門（臨床麻酔部と中央手術部）等の体制と会議体を見直す。
  - ⑩ 病院内のコンプライアンス窓口設置箇所を増設し利用を促進する。
  - ⑪ 購入が認められた医療機器については、申請者と申請者の講座等で利益相反行為を調査する。
  - ⑫ 臨床研究に関する利益相反自己申告書の記載方法について再啓発する。

以上のように、本件に対する再発防止については、規程やルールの見直しと教職員に対する周知徹底、監視・確認体制や仕組みの強化等の対策により、再発防止と信頼回復に取り組んでいく。また、本件に限らず、ハラスメントや情報漏洩等を含めた不祥事全般に言

えることだが、教職員の一人一人の意識改革が最も重要であり、社会の変化を的確に捉えて、自身の考え方や教職員としての倫理を改めて見つめ直し、責任ある行動を心がけることが必要である。

今後、役員会や関係する委員会等からのコンプライアンスに関する注意喚起の徹底や専門家による研修会・講演会等の教育・研修支援の充実（研修参加の必須など）に取り組むなど、全教職員に対して、その意識改革を徹底するとともに、事前にリスク回避できる体制整備を検討する。さらに、社会的な課題や他機関で起こった不正事案について、当事者として考え、本学の運用に置き換えて点検するとともに、地方検察庁からの捜査に加えて、今後は学外からの監査や学内の特別監査も実施されるが、捜査や監査において新たに判明又は指摘された場合は直ちに検討する。

三 重 大 学